

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 2 日

日程第 7. 議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第 7. 議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、行政不服審査法の規定の規定に基づき、提出資料等の写し等の交付に係る手数料について、必要な事項を定めるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例について概要説明をいたします。これも制定でございます。先ほどの議案第 9 号の関連です。上位法で、先ほどの行政審査会、審査申出等で処分庁、いわゆる役場からいろいろ資料が必要なときのコピー代、プリント代について定めなさいということでの手数料条例でございます。これについて料金でございますが、白黒については A 3 以下の大きさであれば 1 枚 10 円、カラーにつきましては A 3 で 80 円、A 4 で 50 円という手数料の定めであります。それも上位法で行政不服関係についての資料をコピーもしくはプリントする場合はそういったことを定めなさいということでもありますので、今回の条例制定でございます。それについては、第 4 条で経済的な理由等特別な理由がある者については、減免することができるという減免事項も加えてございます。以上が、議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例については、総務民生常任委員会に付託します。